

面会交流援助を行っている立場から見た 親子断絶防止法

私は、自主事業で、面会交流援助を行っています。

面会交流援助活動を始めて、2年半が経ち、現在10件の面会交流を援助しています。

そのうち、9件の面会交流が、調停や審判を経て、こどもステーションの面会交流を利用するように決定した事案です。

残りの1件は、父親が親権を持ち子どもと同居し、母親との面会交流をお互いの弁護士を通じて合意して行っている事案です。つまり、ほとんどの事案が協議できず、「母親が子どもを連れて逃げ出す」という形で別居に至り、父親が調停に「面会交流」を申し立てて実施に至っている事案ということです。

昨年、面会交流を援助している団体のフォーラムが京都で行われたとき、「親子断絶防止法連絡会」に所属している弁護士が、「なぜ、母親は”父親に会うことを怖い”と言うのか？」という質問をされました。

あっけにとられていると、司会者が前方の方に答えを求めました。

面会交流援助を行っている団体の代表のその方は、手を挙げ「気のせいですよ」と返答しました。

「ちょっと待つてよ」と突っ込みを入れる間もなく、同義の援護射撃があり、何とも言い難い恐怖感に襲われました。

あの時、母親の気持ちを代弁できなかった私を私自身ずっと責めてきました。

だから、今ここで、僅かでもその償いができればと考えて筆をとります。

はじめに、こどもステーションで行っている付添型援助の方法を簡単に説明します。

平日の昼間は「子育てひろば」として運営している場所（子育てひろば）を使い、土日祝日で活動しています。

まず、子どもと同居している親が、子どもを連れてきます。

そこで、子どもさんの体調などをお聞きし、子どもを預かり、同居親は退場して、別居親が来るのを遊びながら待ちます。

別居親に、子どもの体調などを伝えます。子どもが3歳を過ぎていれば、別居親と子どもとスタッフで「安心安全のための約束」を唱和します。

別居親と子どもの面会交流は、子育てひろばの中での援助に限定しています。

スタッフはその間、子どもの表情や

言動を見守り、同時に、別居親の言動に注意しています。

面会交流終了時に、「子どもと会って、今どんな気持ちなのか」「あのときのあの言動はどういう意味だったのか」をお聞きするようにしていますが、別居親は、面会交流が終われば急いで帰ろうとされますので、今はあまりお聞きしていません。

同居親のお迎えの際に、同居親とスタッフの2者で、今日の面会交流の様子を伝えます。

これは、同居親に少しでも安心して次回を迎えてもらうためでもありますし、子どもさんの今後の様子に注意していただくためでもあります。

残念ながら、「どんなにダメなコミュニケーションだったか」を報告することが多いのですが。

同居親が日頃の子どもの関わりで感じていることを話してくれたり、日々の苦労や喜びを話してくれることもあります。

この間も子どもはスタッフと遊んで待っています。

このような方法で面会交流援助をすることに至ったのは、あるDV被害者の母親から「面会交流をするように調停で決まってしまった」という声を聞いたことがきっかけでした。

その後民法が改正されて、平成24年4月に面会交流や養育費の件が施行されてから、その声はますます増えていきました。

以後、DV家庭で育った子どもの安全を確保して面会交流を実施するに

はどういう形がいいのかを検討してきました。そして出来上がったのが、今の形です。

DV家庭で育った子どもは、たとえ子ども自身が身体的暴力を振るわれることが無かったとしても、大切な親である一方が、ののしられ、侮辱され、暴言を浴びせられていることに恐怖心を抱いています。

これは、身体的な暴力の有る無しに関わらず、一貫していると言えます。

にもかかわらず、司法の現場や社会一般では、精神的DVは非常に軽く扱われています。

精神的DVも子どもへの虐待であることはDV防止法で明確にされているにもかかわらず、立証されにくいために、加害者は何ら処罰を受けずにいます。

そのため、別居や離婚を突き付けられても、「勝手に出ていった妻が悪い」「自分は被害者だ」と開き直っています。

3歳になる子どもが、初めて面会交流を実施した日、別れて暮らす父親の姿を見た途端、身体がこわばり、拒絶反応を起こしました。妹は泣いていました。

幸いにも、母親が義務付けた「祖父母の同席」があったので、子どもは可愛がってくれていた祖父母の感覚を思い出し、少しずつ安心を取り戻していきました。

それでも父親は「父ちゃんのこと好き？」の質問を繰り返し「うん」と言

わせませす。

プレゼントは拒まないという母親の同意があるのですが、お菓子を買って与えれば「ありがとうを言った？父ちゃんありがとうは？」と「父ちゃんありがとう」の言葉を強要します。

新しいおもちゃを持って来て、子どもが楽しんで遊べば、帰りにはそれを持って帰ります。子どもがガックリしていると「これは父ちゃんのだ」と諦めさせます。

子どもが欲しがっているのを感じれば「今度あげる」と言い、終了後にスタッフから「約束したのであれば必ず守ってくださいね」というと、「あれは約束ではない」と言っただけのける。

プレゼントというものは、全く、与える側の自己満足なのだと、見ているスタッフは学びました。

子どもは、父親に会うたびに傷つき、問題だらけのコミュニケーションを学んでいます。

私たちスタッフが見聞きしている前でも子どもに対してそのような言動をするということは、スタッフのいないところで行なう面会交流で、どのような交流が繰り返されるというのでしょうか？

付添型面会交流中に、父親が新たに面会交流の調停を申し立て、受渡型の面会交流になることもあります。

こうなれば、あとは子どもの力を信じることしかできません。

しかし、子どもの証言で明らかになった幾つかの事実も、立証できなければ「自分は約束を守っている」「子ど

もは親の顔色を見て嘘をついている」と、平気で嘘をつくのでしょうか。

調停で「そろそろ援助機関を使わずに自力でやったらどうですか」と言われている母親は少なくありません。

付き添い型面会交流を希望している母親は、多くの月日が流れても、恐怖を忘れることができずに苦しんでいるのです。この恐怖を「気のせい」だと、誰に言いきる権利があるのでしょうか。

「面会交流は子どもの権利」だと言います。

これは、「面会交流は親の権利でもある」という意見に真っ向対峙しているだけではないのです。

『面会交流は「親としてやり直すチャンス子どもが親に与える」権利』でもあるのです。

私たちには、子どもは、義務を課せられて困っている母親を助ける役割という「お仕事」をしているように見えます。

その子どもの負担を少しでも少なくしようと、場の安全を守っているのが、私たち面会交流援助者の「お仕事」です。

「親子断絶防止法」で面会交流を義務付けるのではなく、「DV防止法」でDV加害者との面会交流には”立会い人”の同伴と”短時間””場所指定”などの条件を付けることを義務とするべきではないでしょうか。